

令和 6 年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を迫及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、経済取引の広域化、デジタル化、国際化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和 6 年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は98件、脱税総額（告発分）は82億円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、98件を検察庁に告発しました。告発した査察事案に係る脱税総額は82億円であり、1件当たりの脱税額は84百万円でした。告発率は65.3%となりました。

○ 消費税事案、無申告事案、国際事案のほか、社会的波及効果の高い事案を積極的に告発

消費税事案では、高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた事案などの不正受還付事案のほか、トレーディングカードの販売に係る課税売上げを申告から除外して、納めるべき消費税を免れた事案などを告発しました。

また、自身が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者や、動画配信サイトの運営会社から使用料収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった事案などの無申告事案を告発しました。

そのほか、海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案や、脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の還付を指南した事案などの社会的波及効果の高い事案を告発しました。

【令和 6 年度中の判決状況】

○ 一審判決99件全てに有罪判決が言い渡され、13人に対して実刑判決

実刑判決のうち、消費税法違反を含むものは7人、査察事件単独で最も重いものは懲役2年6月、他の犯罪と併合されたものは懲役9年でした。

2 重点事案への取組

令和6年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税事案

消費税に対する国民の関心が極めて高いことを踏まえ、消費税事案について積極的に取り組み、令和6年度は29件を告発しました。また、消費税の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案であることから、引き続き積極的に取り組み、令和6年度は17件を告発しました。

【事案の概要】

- 高級腕時計を海外へ輸出販売したように偽装するため、インターネット等で購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証や輸出関係書類を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- 不動産賃貸業を営むグループ法人7社において、居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除を過大に計上するため、架空の金地金取引により課税売上割合を偽装することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとした。
- 不正加担者に実際の工事代金を水増しした内容虚偽の工事請負契約書及び請求書を作成させ、課税仕入れを過大に計上することで、不正に消費税の還付を受けようとした。
- ネットオークションやフリマサイトで行ったトレーディングカードの売上げを計上しない方法により課税売上げに係る消費税額を過少に計上することで、消費税の中間納付に係る還付を受けるとともに、納めるべき消費税を免れていた。

年度	令和 2	3	4	5	6
告 発 件 数	件 1 8	件 2 1	件 3 4	件 2 7	件 2 9

(注) 告発件数は、消費税不正受還付事案を含む。

(参考) 消費税不正受還付事案の件数及び不正受還付額

年度	令和 2	3	4	5	6
告 発 件 数	件 9	件 9	件 1 6	件 1 6	件 1 7
不正受還付額	百万円 3 8 4	百万円 4 3 4	百万円 1, 3 4 7	百万円 4 5 4	百万円 3 0 4

- (注) 1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。
2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

(2) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告事案について積極的に取り組み、令和6年度は13件を告発しました。

そのうち、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告ほ脱事案は8件でした。

(参考) 無申告事案には、偽りその他不正の行為を伴う無申告ほ脱犯のほか、不正行為を伴わず、故意に申告書を提出しないで税を免れる単純無申告ほ脱犯の犯罪類型がある。

【事案の概要】

- 農作業の請負等に係る収入を得ていたにもかかわらず、売上先に対して事業実態のない複数の関係法人名義の請求書を発行し関係法人名義の預金口座に振込入金させる方法により、課税売上げを秘匿した上で、消費税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、消費税を免れていた。
- 動画配信によるサイト運営会社からの使用料収入やネットショップでの商品販売収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた。
- 自身が代表を務める法人の自己保有株式を関係法人へ譲渡するなどし、譲渡収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援資金融資の事務手続代行に係る手数料収入を得ていたにもかかわらず、法人税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、法人税を免れていた。
- 健康グッズの連鎖販売取引（いわゆるネットワークビジネス）の販売代理店を営み、代理店報酬等を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	内 7 件 1 3	内 4 件 1 6	内 6 件 1 5	内 1 1 件 1 6	内 8 件 1 3

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有、運用の形態も複雑・多様化しているところ、国際取引を利用した脱税への対応が求められています。

このような状況の中、海外事業における収入を除外していた事案や海外に不正資金を隠していた事案などの国際事案に積極的に取り組み、令和6年度は20件を告発しました。

また、国際事案では租税条約等に基づく外国税務当局等との情報交換制度を活用しました。

【事案の概要】

- 海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬について、売上げから除外するとともに、海外預金口座で留保することにより、所得税を免れていた。
- アフィリエイト収入について、売上げから除外するとともに、得た資金の一部を海外の取引所において暗号資産に交換することにより、所得税を免れていた。
- コロナ禍においてワクチン接種用のシリンジ（注射器筒）などを輸入販売していた業者が、海外からの商品仕入高を水増し計上する方法により、法人税を免れていた。
- 精力剤のネット販売をする業者が海外法人から仕入れた商品に係る売上代金を関係会社の口座へ振り込ませる方法により、法人税を免れていた。
- 設計・製造した光学部品に係る国外売上げについて、商品の引渡しが完了していたにもかかわらず売上げに計上しない方法により、法人税を免れていた。
- 不正加担法人に依頼して架空の外注加工費を計上する方法により、法人税及び所得税を免れ、得た資金の大半を海外のギャンブルに充てていた。

年度	令和 2	3	4	5	6
告発件数	件 27	件 17	件 25	件 23	件 20

(4) 社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。

【事案の概要】

- 脱税指南者が、複数の給与所得者を勧誘した上で、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することにより、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、これらの者の所得税を免れさせていた。
- 税理士である脱税請負人が、自ら架空外注費の計上先となる不正加担先を用意した上、自身の顧客に脱税を指南し、多額の法人税及び消費税を免れさせていた。
- 弁護士業を営む法人が、不正加担者を利用し取引事実のない架空の業務委託費を計上する方法により、法人税を免れていた。
- 人気タレントが所属する芸能事務所が、複数の不正加担先に架空の請求書や業務委託契約書を作成させた上、架空の広告宣伝費や外注費を計上する方法により、法人税及び消費税を免れていた。
- ダイエット目的で人気の漢方内科診療を行う医療法人が、理事長の私的な高級腕時計の購入代金を診療材料仕入高に仮装計上する方法により、法人税を免れていた。

そのほか、以下のような事案を告発しました。

- 投資セミナーを対面方式で開催するほか、インターネットを利用したライブ配信や録画映像販売を行う事業者が法人税を免れていた事案
- 相続財産の現金を申告から除外することで、相続税を免れていた事案
- スーパーマーケット内鮮魚売場などで生鮮小売業を営む者が所得税を免れていた事案
- タクシー会社に勤務していた者が勤務先会社及び関連会社の資金を着服し、所得税を免れていた事案
- 太陽光発電設備に関連する事業者が法人税を免れていた事案
- 人材派遣を営む事業者が消費税等を免れていた事案

3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、脱税者が数千万円規模の費消をしていた事例もみられました。

その使途としては、

- 不動産の購入
 - 高級車両や高級時計の購入
 - 有価証券等への投資
 - 暗号資産の購入
 - 競馬や海外カジノ等のギャンブル
 - 高級クラブなどでの飲食等の交際費・遊興費
- などがみられました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 物置内の金庫
- 室内に置かれたスーツケース

に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察事件の一審判決の状況

令和6年度中の一審判決は99件であり、全てに有罪判決が言い渡され、そのうち13人に実刑判決が出され、消費税法違反を含むものは7人でした。なお、実刑判決のうち最も重いものは、査察事件単独で懲役2年6月、他の犯罪と併合されたもので懲役9年でした。

【一審判決の概要】

- 実際には輸出業務を行っていないにもかかわらず、輸出免税制度を悪用し、架空の輸出免税売上げ及び架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けた者に懲役2年6月の実刑判決が出された。
- 詐欺により得た収入を除外するなどの方法で所得税を免れた者に懲役9年の実刑判決が出された（詐欺、詐欺幫助、所得税法違反の併合罪）。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

年度 項目		令和 2	3	4	5	6
着手件数		件 111	件 116	件 145	件 154	件 151
処理件数(A)		113	103	139	151	150
告発件数(B)		83	75	103	101	98
告発率(B/A)		% 73.5	% 72.8	% 74.1	% 66.9	% 65.3

(2) 脱税額の状況

年度 項目		令和 2	3	4	5	6
脱 税 額	総額	百万円 9,050	百万円 10,212	百万円 12,760	百万円 11,980	百万円 11,270
	同上1件 当たり	80	99	92	79	75
	告発分	6,926	6,074	10,019	8,931	8,230
	同上1件 当たり	83	81	97	88	84

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度	令和 2	3	4	5	6
所得税		件 8	件 9	件 19	件 14	件 16
法人税		55	43	47	59	48
相続税		0	0	2	1	2
消費税	内9	18	内9 21	内16 34	内16 27	内17 29
源泉所得税		2	2	1	0	3
合計		83	75	103	101	98

(注) 消費税の内書は消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分 \ 年度	令和 2	3	4	5	6
所 得 税	百万円 886	百万円 779	百万円 2,424	百万円 1,214	百万円 1,800
法 人 税	3,826	3,519	4,275	5,734	4,241
相 続 税	0	0	288	152	624
消 費 税	2,031	1,655	3,010	1,831	1,388
源泉所得税	183	121	22	0	177
合 計	6,926	6,074	10,019	8,931	8,230

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和 4		5		6	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
建 設 業	22	不 動 産 業	18	建 設 業	21
不 動 産 業	13	建 設 業	16	不 動 産 業	11
小 売 業	12	人 材 派 遣	6	人 材 派 遣	5
人 材 派 遣	5	小 売 業	5	—	-

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

項目 \ 年度	① 判 決 件 数	② 有 罪 件 数	有 罪 率 (②／①)	実刑判決 人 数	③ 1 件当たり 犯 則 税 額	④ 1 人当たり 懲 役 月 数	⑤ 1 人(社)当 たり罰金額
令和 4	件 内2 61	件 内2 61	% 100.0	人 内1 3	百万円 47	月 13.6	百万円 12
5	内5 83	内5 83	100.0	内2 9	58	15.6	15
6	内13 99	内13 99	100.0	内7 13	59	15.7	15

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。